

全国児童福祉主管課長会議追加資料

(家庭福祉課母子家庭等自立支援室)

平成20年2月22日(金)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

目次

(資料1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業、 母子自立支援プログラム策定事業好事例	1
(資料2) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱(案)	5
(資料3) 母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱(案)	14
(資料4) 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令について	21
(資料5) 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令について	22
(資料6) 平成20年度母子家庭の母の就業の促進を図る 優良企業等の表彰実施要領(案)	23

(注) 上記資料については、若干の変更があり得る。

母子家庭等就業・自立支援センター事業好事例

I 就業支援について

就業相談

○就業相談員に対する研修の強化

産業カウンセラー、ハローワーク勤務経験者を就業相談員として配置しているが、キャリアコンサルタントの資格を取得させる等、就業相談員の資質の向上を図る研修に力を入れている。(東京都、堺市)

個別事例

○ポイント

キャリアカウンセリングの視点から相談を行うとともに、希望する職場の就業環境を調べるよう助言し、すぐに行動に移した結果、劇場の受付係に正社員として就職に結びついたケース(堺市)

○概要

- ・本人(44歳)と子ども17、15歳の3人世帯。
- ・子育てと複数の仕事(バイク便配達及び新聞配達)を掛け持ちしていたが、体力の限界を感じ、転職を決意。
- ・転職に当たって、本人自ら求人誌等を活用し求職活動を行っていたが、求人者から連続して断られるとともに、子供の進学問題についての悩みも抱えていることなどから、精神的にもうつ状態となっている中、センターに来所された。
- ・センターにおける相談支援においては、求人誌等だけでなくハローワークの利用も勧める一方、キャリアカウンセリングの視点から、就職活動を行うプロセスやその心構えについて助言を行った。その結果、マイナス志向で現実を受け止める傾向が強かったが、徐々に自信を取り戻すようになっていった。また、早期再就職を図るため、希望する職場の就業環境(従業員の働きぶりや研修制度等)について入念な下準備を行うよう助言したところ、すぐに行動に移すことができるようになるまで、改善していった。
- ・こうした積極的な求職活動の結果、劇場サービス業の事業所に正社員として採用された。

Ⅱ 養育費相談について

事業PR

- 戸籍事務担当部署に協力依頼し、窓口で離婚届を配布・受理する際に、養育費の取り決めについてのチラシを配布している。また、無料法律相談（離婚・養育費等）の実施（毎月第1～3金曜）について、毎月1回市内全戸に配布される広報紙に記事を掲載している。（神戸市）
- 名刺サイズの「困ったときはまず相談」とキャッチフレーズを印刷したPRカードを作成し、県内行政窓口、女性センター等に置いた結果、電話の問い合わせも増え、除々に効果を挙げている。（富山市）

研修等

- 「平成19年度養育費相談支援に関する全国研修会」を受講した母子家庭等就業・自立支援センター相談員が講師となって、県内市町村の母子福祉担当職員を対象とした養育費の確保及び養育費相談支援センターに関する研修会を開催した。受講者から受講後、「業務の実際に役立つ研修であった」との意見が多く寄せられ、母子福祉担当職員の養育費に関する情報の共有化を図る一助となった。（広島県）
- 養育費についての相談機能の充実のため、養育費相談支援センターに講師の派遣を要請し、母子自立支援員をはじめ、その他の母子相談を行う福祉事務所内の関係課職員等に対して養育費の取り決めや履行確保等に関する研修を実施した。（下関市）
- 養育費についての相談機能の充実のため、母子家庭等就業・自立支援センター職員や各福祉事務所母子自立支援員を対象に、弁護士をアドバイザーに招き、養育費取り決めや履行確保に関する研修を行うとともに、日頃の相談事例を基に事例検討会を実施した。（栃木県）

養育費相談の実施体制

- 弁護士による法律相談（特別相談事業）予約時に、相談内容を確認し、対応可能な内容であれば「平成19年度養育費相談支援に関する全国研修会」を受けた相談員が対応することで、より迅速な対応を行う。複雑かつ専門的な内容の相談については、定期的に行っている弁護士による法律相談につなぐこととし、多様な相談に対応できるようになった。（福岡県）
- 各種相談を電話等で毎日受け付けており、特に養育費など専門的な相談については、母子家庭の母等が利用しやすいように、特定の相談日を設定するのではなく、相談者と特別相談員（弁護士）との日程を調整し、相談できる体制をとっている。（徳島県）
- 法律相談は、本人から母子家庭等就業・自立支援センターあるいは関係機関で受け付け、弁護士との連絡調整をセンターが行う。必要に応じて、センターあるいは各関係機関職員が同行し、一緒に相談を受けることで、相談事項が整理され、解決のきっかけをつかむことができる。（秋田県）
- 弁護士による法律相談を実施する際、遠隔地の者も相談できるよう電話による相談も受け付けている。また、平成19年度には、離島2地区を含む4か所で法律相談を実施し、センター所在地以外の母子家庭等も相談を受けられる機会を作った。（長崎県） -2-

- 母子家庭等就業・自立支援センターが行う特別相談を年間28回開催し、うち15回については、県内各市の母子寡婦連合会で出前相談として開催した。その際、相談者がどの会場でも相談できるよう間口を広げた結果、好評で利用者も増えた。（富山市）
- 養育費の相談に関して、土日でも予約により、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員が対応に当たることになっている。（秋田県）

個別事例

- 離婚前相談（秋田県）
 - ・相談者は、夫の暴力により婚姻生活が破綻しており、現在は離婚を前提に別居している。
 - ・相談内容は、離婚の方法と養育費。養育費支払いに伴う問題として、それぞれの借金があるために生ずる諸問題。
 - ・母親が養育するに当たり、養育費と就労の両面からの支援が必要と考え、離婚問題と借金についてはセンターで行っている弁護士による個別法律相談の利用を、就労支援についてはセンターへの登録を勧め、就業情報と講習会情報の提供を行った。
 - ・法律相談により親権は母親となり、養育費は月10万円（子ども1人につき月5万円を2人分）、年2回のボーナス時には15万円を22歳になるまで口座から自動的に振り込むことを内容とする公正証書を作成した。
- 養育費相談支援センターとの連携（静岡県・静岡市）
 - ・すでに離婚成立しており、離婚時に二人目の子どもを妊娠。夫より、子ども二人分の養育費として、月に10万円の支払いをするとの口約束だけがある。
 - ・約束していた養育費が一度も支払われていないことも考慮して、家庭裁判所に養育費の調停を申し立てするよう指導する。
 - ・養育費相談支援センターに相談した結果、回答として「離婚の理由を相談者から聞き、養育費とともに慰謝料の請求が可能かという点も考慮することができるのでないか」とのアドバイスを得る。
 - ・そのことを相談者に伝え、慰謝料請求も含めて、家庭裁判所における面談の中で話をするよう指導する。

一母子自立支援プログラム策定事業好事例について一

プログラム策定員の配置

○プログラム策定員を、母子自立支援員とともに、児童扶養手当窓口課に配置し、情報の共有化を図り、就業支援をはじめとする総合的な自立支援が可能となるよう配慮している。
(長崎市、下関市ほか)

○プログラム策定員は、就業支援に関する知見を有したハローワークOBを採用するとともに、就業支援関係以外の研修にも積極的に参加させることにより、幅広い知識を持って総合的な支援が可能となるよう配慮している。(旭川市)

対象者へのアプローチ

○児童扶養手当受給者のうち非就業者に対する個別の電話連絡、セミナー参加者に対する個別相談等を実施するとともに、就職成功者の事例を窓口に掲示することにより、プログラム策定事業の周知を図っている。(東京都足立区)

○区報でプログラム策定事業を紹介したが、思ったほど反響が得られなかったため、児童扶養手当の現況届提出の案内とともに、チラシを同封したところ、相談者、相談予約者が増加した。(福岡県、旭川市、東京都荒川区ほか)

○今年度初めての取り組みとして、役場と連携し、児童扶養手当の現況届受付会場に、自立支援の窓口を設置し、就業意欲の有無についての判断や子育てをはじめとした悩みに関する相談に応じたところ、プログラム策定希望者が増加した。(山梨県)

○長崎県では、最寄りの県福祉事務所が遠隔地にある児童扶養手当受給者の利便に資するため、受給者が居住している役場において相談に応じている。また、同県松浦市では、児童扶養手当現況届の受付を平日夜間及び土日も行うとともに、母子自立支援員も待機して相談が受けられる体制を整備している。

相談援助面での工夫

○プログラム策定に当たっては、本人の主体的な取り組みを促す観点から、ハローワーク等で行われるセミナーへの参加や教育訓練講座を受講といった内容を盛り込んでいる。
(長崎市)

雇児発第 号
平成 年 月 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭等就業・自立支援事業の実施について

母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供、在宅就業に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとしており、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定めたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業について」は、平成20年3月31日付けで廃止する。

(別紙)

母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱

1 目的

母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の就業による自立を促進するために、就業機会の創出など受皿確保は極めて重要な課題となっているが、母子家庭の母等の就業経験や情報の不足、雇用者側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は依然として厳しい状況にある。

また、母子家庭の母等に対する自立支援策の実施に当たっては、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じ、就業支援のみならず、子育て・生活支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に講ずる必要があり、父子家庭についても、子育てや生活面における社会的支援が求められている状況にある。さらに、地域で生活する者に対してより身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。

こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談、就業に必要な知識や技能習得を図るための就業支援講習、求人などの就業情報の提供、在宅就業支援等、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業支援サービスを実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、地域で生活し、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援体制の整備などを総合的にを行うことを目的とする。

2 事業の種類

事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）
- (2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）

3 実施主体

センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、指定都市及び中核市を除く市及び福祉事務所設置町村（以下「一般市等」という。）とする。なお、都道府県等及び一般市等との共同実施も可能とする。また、この事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等へ委託可能とし、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えないこと。

4 対象者

対象者は、原則として母子家庭の母等（ただし、夫の暴力により母と子で避難をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。なお、5－（1）－エの事業及び5－（2）－アの母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。

5 事業の内容等

（1）センター事業

センター事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業の一貫した就業支援サービスや母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援を実施すること。

ア 就業支援事業

（ア）就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人情報の提供、事業経営上の問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、必要に応じ管内の市町村に赴き、巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。また、女性の相談員の配置や、平日夜間や土日祝日に相談に応じる等、母子家庭の母の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。
- b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母等の就業意欲や能力、生活実態等に応じ適切な助言を行うこと。また、就業に関する相談以外の相談についても、適宜関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。
- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介をあわせて行えるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

（イ）就業促進活動

地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める啓発活動を

行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。なお、実施にあたっては、地域企業等により組織される商工会議所（以下「商工会議所」という。）等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。
- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるとともに、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- c その他地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(ウ) 相談関係者の活動支援

効果的かつ、きめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情報提供や、知識の普及など資質向上のための研修会（以下「研修会」という。）の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下「合同会議」という。）の開催等を行う。なお、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- a 研修会の開催にあたっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の専門家を活用して実施すること。
- b 相談に応じたケースの中には、様々な問題を抱え、就業支援だけでは自立が図れない重層的な支援策を講じる必要があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- c 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について評価し、事例集を作成するとともに、研修会等で活用すること。

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）

や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催すること。また、次の事項に留意すること。

(ア) セミナーの実施

- a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。
 - (a) 家庭の母等への支援策についての情報提供
 - (b) 働くことの意義と適性
 - (c) 就業に向けての生活環境のチェック
 - (d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
 - (e) 企業の求める人材
 - (f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）
 - (g) 体験談、意見交換
 - (h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(イ) 講習会の実施

- a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。
- b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。
 - (a) 受講旅費の内容
受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下、「交通費」という。）及び受講諸費とすること。
 - (b) 支給対象者
受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。
 - i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかつた日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。
 - ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第

23号) 第1条第1項第7号イ(4)により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

(c) 支給額

交通費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)と受講諸費470円との合計額とすること。

(ウ) 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

ウ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、母子家庭等就業支援バンク(以下、「就業支援バンク」という。)を開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 情報収集、提供にあたっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- (イ) 就業支援バンクの開設にあたっては、就業相談及び講習会等の機会を活用し周知・広報を図ること。
- (ウ) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。
- (エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調

整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

- (オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。
- (カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。
- (キ) 収集した情報は、地域の母子家庭の母等への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。
- (ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子家庭の母等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。
- (ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。
- (コ) 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

エ 在宅就業推進事業

在宅推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロン事業など、在宅就業に必要な支援を行うこととする。なお、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 就業相談及び講習会等の機会を活用し周知・広報を図ること。
- (イ) 商工会議所等の協力を得て、在宅就業の推進について、周知・広報を図ること。
- (ウ) その他、在宅就業に関する相談等、必要な支援を行うこと。

オ 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等生活支援を継続

的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

(ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。

(イ) 相談指導にあたっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。

(ウ) 事業実施にあたっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。

(エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。

(オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。

なお、養育費相談の実施にあたっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。

(カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

(2) 一般市等就業・自立支援事業

一般市等事業は、身近な地域においても自立支援策を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、就業相談事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業中から、地域の実情に応じ選択して実施して差し支えない。

イ 事業の実施にあたっては、都道府県等や近隣の一般市等と必要に応じ連携を図り、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

6 関係機関との連携等

都道府県等、一般市等は、この事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、市町村、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 国の補助

国は、都道府県等、一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	現行
<p data-bbox="869 220 1142 284">雇児発第0417003号 平成19年4月17日</p> <p data-bbox="197 406 488 502">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="654 566 1115 598">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="331 726 996 758">母子自立支援プログラム策定等事業の実施について</p> <p data-bbox="190 853 1124 1045">今般、児童扶養手当受給者等の自立・就業支援の一層の増進を図るため、従来の「母子自立支援プログラム策定事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村へ周知し、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="190 1053 1115 1117">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p data-bbox="190 1125 1108 1189">また、平成17年3月31日雇児発第0331018号本職通知「母子自立支援プログラム策定員の設置について」は、平成19年3月31日付けで廃止する。</p>	<p data-bbox="1825 220 2098 284">雇児発第0417003号 平成19年4月17日</p> <p data-bbox="1160 406 1451 502">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1617 566 2078 598">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1303 726 1968 758">母子自立支援プログラム策定事業の実施について</p> <p data-bbox="1153 853 2085 1045">今般、児童扶養手当受給者の自立・就労支援の一層の増進を図るため、従来の「母子自立支援プログラム策定事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村へ周知し、本事業の適性かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="1153 1053 2078 1117">なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p data-bbox="1153 1125 2065 1189">また、平成17年3月31日雇児発第0331018号本職通知「母子自立支援プログラム策定員の設置について」は、平成19年3月31日付けで廃止する。</p>

改正後

母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱

第1 目的

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労支援事業（「生活保護受給者等就労支援事業について」（平成18年3月31日付け職発第0331009号職業安定局長通知。以下「就労支援事業実施要領」という。）及び「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日付け雇児発第0331019号雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0331011号社会・援護局長連名通知。以下「活用プログラム実施要綱」という。）参照。）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者等に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子自立支援プログラム策定等事業の全部又は一部を母子家庭等就業・自立支援センター、母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等に委託することができるものとする。

第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

第4 事業の種類

事業の種類は次のとおりとする。

現行

母子自立支援プログラム策定事業実施要綱

第1 目的

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労支援事業（「生活保護受給者等就労支援事業について」（平成18年3月31日付け職発第0331009号職業安定局長通知。以下「就労支援事業実施要領」という。）及び「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日付け雇児発第0331019号雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0331011号社会・援護局長連名通知。以下「活用プログラム実施要綱」という。）参照。）や母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）を、母子家庭等就業・自立支援センターに委託することができるものとする。

第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

(1) 母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズに対応した自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、公共職業安定所（以下「安定所」という。）と福祉事務所等が連携し、きめ細かな就業支援を行う事業

(2) 就職準備支援コース事業

プログラムの策定対象者のうち直ちに就業に移行することが困難と判断された者について、ボランティア活動を行うなど就業意欲を醸成するための事業

第5 策定員について

1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

(1) 安定所の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

2 策定員は、児童扶養手当受給者等の利便性等にも配慮して、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置又は駐在することとし、策定員が母子家庭等就業・自立支援センターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。

第6 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等

1 総論

(1) 面接の実施

母子自立支援プログラム策定等事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、児童扶養手当受給者等に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により事業及び生活保護受給者等就労支援事業を周知するとともに、母子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センター等相談窓口へ来所した対象者のうち自立・就業に対する意欲のある者等に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面

第4 策定員について

1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

2 策定員は、児童扶養手当受給者等の利便性等にも配慮して、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置又は駐在することとし、策定員が母子家庭等就業・自立支援センターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。

第5 事業の内容等

1 面接の実施

児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子自立支援プログラム及び生活保護受給者等就労支援事業を周知するとともに、母子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センター等相談窓口へ来所した者等のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、相談者の意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施すること。

接を実施すること。

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に
限らず、対象者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

(2) プログラムの策定について

ア プログラムの内容

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため、面接
結果を踏まえ、対象者ごとにプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できる
よう定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る
内容の記載欄は設けないこと。なお、別紙様式例を参考にされたい。

(7) 生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の
状況を理解するために必要な事項

(イ) 本人の自立・就業を阻害している要因及び課題

(ウ) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容

(エ) 自立目標

(オ) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援
内容等に対する評価

(カ) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助
言、対応等の内容

イ プログラムの策定

対象者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の
取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握す
ることにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載し
たプログラムを策定した上で、母子自立支援プログラム策定事
業（以下「策定事業」という。）又は就職準備支援コース事業
（以下「コース事業」という。）のどちらの事業へ移行すべき
かについて、必要に応じ母子自立支援員等の意見等も参考しつ
つ、決定する。

なお、策定に当たっては、対象者の意向や意欲等を十分考慮
するとともに、対象者に対して、就職準備支援コース事業をは
じめ、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等
の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行うことと
する。また、この場合において、必要に応じて、対象者の児童
の保育等に関し、特別の配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限
らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

2 プログラムについて

(1) プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施するため、相談者
ごとにプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できる
よう定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る
内容の記載欄は設けないこと。なお、別紙様式例を参考にされたい。

ア 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、本人の現在の状
況を理解するために必要な事項

イ 本人の自立・就労を阻害している要因及び課題

ウ 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容

エ 自立目標

オ 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等
に対する評価

カ 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対
応等の内容

(2) プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取
組等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握するこ
とにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプロ
グラムを策定することとする。

さらに、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談
者に対して、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓
練等の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行うこと
とする。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育
等に関し、特別の配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の

の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。

2 母子自立支援プログラム策定事業について

策定事業は、策定したプログラムに基づき、公共職業安定所（以下「安定所」という。）と福祉事務所等が連携し、きめ細かな就業支援を行い、就業に結び付けることを目的とする。

策定事業の実施に当たっては、策定事業への移行が適当と認められる者を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用し、生活支援を含めたきめ細かな自立支援を行う。また、就職等支援方策を検討するため、安定所との連携による生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる就労支援事業実施要項第5に該当する対象者（以下「支援対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

(1) 支援対象者については、就労支援事業実施要領及び活用プログラム実施要綱に従い、支援対象者に対する説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、総括表及び個人票A（就労支援事業実施要領別添5及び別添6参照。）を別に策定することとする。

(2) 策定員は、就労支援メニュー選定チーム（就労支援事業実施要領別添2参照。）の構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援メニュー選定チームはメニュー選定ケース会議を実施し、支援対象者に最も適した支援メニューを選定

決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。

3 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

なお、福祉事務所等に相談に来た者だけでなく、ハローワーク来訪者のうち、事業による支援が必要と思われる相談者についてはハローワークから策定員につなぐ等、労働関係機関との連携についても協力を依頼する等の体制づくりを行うこととする。

4 生活保護受給者等就労支援事業への移行に伴う業務

(1) 就職等支援方策を検討するため、安定所との連携による生活保護受給者等就労支援事業へ移行することが望ましいと考えられる就労支援事業実施要領5に該当する相談者（以下「支援対象者」という。）については、就労支援事業実施要領及び活用プログラム実施要綱に従い、支援対象者に対する説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、総括表及び個人票A（就労支援事業実施要領別添5及び別添6参照。）を別に策定することとする。

(2) 策定員は、就労支援メニュー選定チーム（就労支援事業実施要領別添2参照。）の構成員として、安定所担当者及び安定所担当コーディネーターとともに、支援対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援メニュー選定チームはメニュー選定ケース会議を実施し、支援対象者に最も適した支援メニューを選定する

することとする。

- (3) 母子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、メニュー移行後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

3 就職準備支援コース事業について

コース事業は、長期間実社会と距離を置いていたことにより、社会参加に不慣れになってしまった者等を対象に、ボランティア活動等への参加を促し社会との交流を図ることや、職場体験の場を提供すること等により、就業・自立への意欲を醸成することを目的とする。

コース事業の実施に当たっては、コース事業への移行が適当と認められる者を対象に、参加の有効性について十分検討することとし、検討結果をプログラムに反映させることとする。また、コース事業に係るプログラムの策定に当たっては、母子自立支援プログラム策定事業へ移行することを前提としたプログラムを策定し計画的な支援内容にするとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 対象者1人当たりの支援期間は3か月間とし、1か月ごとに最低1回以上支援結果について評価を行うこととする。また、評価した結果、就業支援への移行が困難であると判断された場合には、プログラムの内容を見直すこととし、効率的・効果的な支援になるようにする。

- (2) 支援内容等については、次の事項を参考に検討されたい。

ア 地域参加自立支援コース

日常生活で孤立しがちな母子家庭の母を対象に、必要に応じて家庭訪問を行うとともに、

(ア)親子サロン(クリスマス会、ボーリング大会等)

(イ)親子料理教室(お菓子作り等)

(ウ)野外活動(スポーツ大会、ピクニック等)

等への参加を促し、様々な人たちと交流させることにより、地域への参加を促す。

イ 社会生活自立支援コース

ボランティア活動を通じ、就業意欲を喚起する。

(ア)老人ホーム、グループホームの入所者、障害者作業所利用者、一人暮らしの高齢者等の話し相手

(イ)視覚障害者のための代読、代筆、カセットテープに文学作品を朗読したものを吹き込む等

ウ 就業自立支援コース

就業体験の場の提供を通じ、就業意欲を醸成する。

こととする。

- (3) 母子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、メニュー移行後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

- (7) 老人ホーム、グループホーム、障害者作業所、一人暮らしの高齢者宅等における作業支援や家事支援
- (イ) 母子福祉団体が運営する売店、喫茶店等における就業
- (ウ) 図書館における図書の整理 等

4 関係機関等との連絡調整

対象者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、対象者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

なお、福祉事務所等に相談に来た者だけでなく、ハローワーク来訪者のうち、事業による支援が必要と思われる対象者についてはハローワークから策定員につなぐ等、労働関係機関との連携についても協力を依頼する等の体制づくりを行うこととする。

6 状況の把握

策定員は、母子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

7 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。

第7 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

第8 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

5 状況の把握

策定員は、母子自立支援員等と連携して、適宜、相談者の生活や子育て、就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

6 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、相談者の秘密を保持すること。

第6 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

第7 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 趣旨

母子家庭の母等の就業・自立を促進するため、母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、高等職業訓練促進給付金等の改正を行う。

2. 政令案の概要

(1) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金及び生活資金（知識技能を習得する場合）（第8条及び第37条）

貸付金の償還期限を据置期間経過後10年以内から20年以内に変更する。

(2) 高等職業訓練促進給付金（第30条）

○ 高等職業訓練促進給付金について、所得水準に応じて支給額に区分を設ける。

現行：一律103,000円 → 見直し後：市町村民税非課税世帯：103,000円

市町村民税課税世帯：51,500円

(3) 高等職業訓練促進給付一時金（新規）

○ 養成機関において養成課程を修了した者に対し、高等職業訓練促進給付一時金を支給する制度を創設する。

市町村民税非課税世帯：50,000円

市町村民税課税世帯：25,000円

(4) 母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用に対する国の補助（第45条第2項第2号）

国は、母子家庭自立支援給付金について、常用雇用転換奨励給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進給付一時金に要する費用の4分の3以内の額を補助することができる旨の規定に改める。

3. 施行期日等

○ 平成20年4月1日から施行する。

○ 高等職業訓練促進給付金について、平成19年度以前に養成機関に入学した者は、従前のおりとする。

母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令について

1. 趣旨

母子家庭の母等の就業・自立を促進するための高等職業訓練促進給付金制度等の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

2. 省令案の概要

- (1) 高等職業訓練促進給付金については、市町村民税の課税世帯と非課税世帯とで給付額が異なることから、申請の際に市町村民税に係る納税証明書その他市町村民税が課されないことを証明する書類を添えなければならない旨の規定を追加する。
- (2) 高等職業訓練促進給付一時金を創設することから、当該一時金の手続に関する規定を次のとおり整備する。
 - ① 高等職業訓練促進給付一時金の支給を受けようとする者は、養成機関の養成課程を修了した後に都道府県知事等に申請すること。
 - ② 申請の際には、次の書類（入学時及び修了時の状況がわかるもの（養成機関の修了証書を除く。））を添付すること。
 - ・ 受給希望者及びその扶養している児童の戸籍謄本、住民票 等
 - ・ 児童扶養手当証書の写し又は受給希望者の所得額のわかるもの 等
 - ・ 受給希望者の世帯に属する者の市町村民税の納税証明書 等
 - ・ 養成機関の修了証書
 - ③ 都道府県知事等は、当該一時金の支給を決定した場合には、通知すること。

3. 施行期日等

- 平成20年4月1日から施行する。
- 高等職業訓練促進給付金について、平成20年4月1日以降に支給される給付金の手続きについては、従前のおりとする。

平成20年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰実施要領（案）
（はたらく母子家庭応援企業表彰）

1 趣旨・目的

母子家庭の母の自立の促進を図るためには、その就業の支援策を図ることが極めて重要であることから、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第5条において、「国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。」と規定されている。平成20年度も引き続き、雇用均等・児童家庭局において、母子家庭の母を雇用している企業等、母子福祉団体等に事業を発注している企業等母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、もって母子家庭の母の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

2 被表彰者

以下の項目にいずれも当てはまる企業等であって、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「母子福祉団体」以外のもの。

- (1) 母子家庭の母の就業促進について理解があること。
- (2) 母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど職場環境が良好であること。
- (3) 母子家庭の母を相当数雇用し、又は母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っていること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

3 表彰者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長とする。

4 候補企業等の募集及び推薦について

募集は公募とするとともに（自薦他薦を問わない）、地方公共団体より推薦を受け付ける。

5 募集期間

平成20年3月2日～平成20年3月31日までの約1か月間

6 選考方法

- (1) 応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局においてヒアリングを実施する。
- (2) 事務局による書面審査等の結果を基に、上記2の対象となる企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局内に審査委員会を設け選考する。

8 受賞企業の発表及び表彰

平成20年5月末までを目途に行う。

9 事務局（問い合わせ先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

電話：03-5253-1111（内線7959）

ファクシミリ：03-3595-2663